

と、第二に総代の定数は選挙時に法定数を下らなければさしつかえないようにすること、第三に総代の任期を法定することの三点の改正は急を要すると考へるものであります。

まず右の第一点について御説明申し上げますと、現行法によりますれば、総代は総会において選挙することになつておりますが、総代会を設けることができるような組合は、組合員数も多く地区も広汎でありますので、総代を必ず総会において選挙するということは、時に非常な困難を伴いますので、これを全組合員の意思が公平かつ容易に反映されるよう地区別に選挙区を設けて選挙を行うとか、その他定款の自由で定める方法にゆだねることが必要であります。

第二点につきましては、現行法は、総代の定数が常時組合員総数の十分の一であることを要求しておりますが、協同組合は自由加入、自由脱退を原則とするため、組合員数は常に変動いたしますので、総代の定数に關しまして一定の基準時点を明確にすることが必要であります。

第三点は、現行法によれば総代の任期には制限がありませんが、組合民主化の見地から総代の任期の最高限を定め、組合員の総代に対する批判の機会を与えようとするものであります。この際総代の任期は、役員のとと歩調を合せて最長三年とするのが妥当であると考えております。

本改正案は、法律案としてはきわめて簡単なものでありますが、さきにも述べました通り、市街地信用組合の信用協同組合への組織変更に関連し、特に急を要しますので、何とぞよろしく

御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひいたす次第であります。

○神田委員長代理 次に輸出信用保険法案について政府の説明を求めます。

輸出信用保険法案 輸出信用保険法

(目的)

第一条 この法律は、政府が再保険を行うことにより、輸出貿易において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険を再保険する制度を確立することによつて、輸出貿易の振興を図ることを目的とする。

(再保険契約)

第二条 政府は、会計年度ごとに、保険会社(外国保険事業者に關する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)第三条第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた外国保険事業者を含む。以下同じ)を相手方として、当該保険会社がその会計年度内に引き受ける輸出信用保険を再保険する契約(以下「再保険契約」という)を締結することができる。

2 再保険契約の保険料率は、再保険契約に基いて政府の支払う保険金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うように、政令で定める。

3 再保険契約に基いて政府の支払うべき保険金の額は、保険会社が輸出信用保険契約に基いててん補すべき額と同額とする。

4 政府は、保険会社がこの法律(これに基く命令を含む)の規定又は再保険契約の条項に違反したとき

は、再保険契約に基く保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて再保険契約を解除することができる。

5 政府は、取引上の危険が大であるとき、その他この法律による再保険事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、再保険を引き受ける輸出信用保険の保険金額を制限し、又は再保険の引受をしないことができる。

6 政府は、再保険契約に基いて支払うべき保険金の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、再保険契約を締結するものとする。

(輸出信用保険)

第三条 輸出信用保険は、輸出契約(本邦内で生産、加工又は集荷される貨物を輸出する契約であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ)に關し左の各号の一に該当する事由によつて輸出者が受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く)をてん補する損害保険とする。

一 輸出貨物の代金の返済について、輸出契約の成立後新たに外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 輸出契約の成立後新たに仕向国において実施される輸入の制限若しくは禁止又は輸入許可の取消

三 仕向国における戦争、革命又は内乱

四 前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつ

て、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの。

五 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)による輸出の承認の取消又は輸出契約の成立後新たに実施される輸出の制限若しくは禁止

止

第四条 輸出信用保険においては、輸出契約で定める輸出貨物の代金の額を保険価額とする。

2 輸出信用保険契約の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、その契約は、無効とする。

3 同一の輸出契約について数個の輸出信用保険契約がある場合において、その保険金額の合計額が前項に規定する金額をこえるときは、各保険者の負担額は、その各自の保険金額の割合によつて定める。

第五条 輸出信用保険において保険会社がてん補すべき額は、保険価額のうち第三条各号の一に該当する事由により輸出者が輸出契約に基いて受け取ることができなかった金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 輸出者が輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 輸出者が当該事由の発生により輸出契約の履行を免れたため

に支出を要しなくなつた金額(不服の申立)

第六条 保険会社は、再保険契約に基いて政府の支払うべき保険金の額に關する決定及び第二条第四項の規定による措置について不服があるときは、通商産業大臣に對し、その旨を申し立てることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による申立を受けたときは、省令で定める手続に従ひ、公開による聴聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対しその旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定は、保険会社が裁判所に出訴することを禁止するものと解釈されてはならない。

(輸出信用保険審議会)

第七条 通商産業省に、輸出信用保険審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 通商産業大臣(第一号)については、通商産業大臣及び大蔵大臣は、左に掲げる行為をしようとするときは審議会に諮問しなければならない。

一 第二条第二項又は第四条第二項の規定に基く政令案の立案

二 第三条の規定に基く政令案の立案

三 第二条第四項又は第五項の規定による措置

四 再保険契約の決定又は変更

3 審議会は、この法律の運用に關し、通商産業大臣又は大蔵大臣に對し、随時意見を述べることができる。

第八條 審議会は、通商産業大臣及び委員九人以内で組織する。

2 通商産業大臣は、会長として会務を総理する。

3 委員は、関係各庁の職員及び貿易又は保険に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第九條 學識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、非常勤とする。

第十條 審議会の庶務は、通商産業省通商振興局において処理する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二號）の一部を次のように改正する。

第十二條 輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

「輸出検査審議會」を「輸出信用保險審議會」と改める。

○池田國務大臣 政府は、さきに第六回臨時国会に提出いたしました輸出信用保險法案につきまして、先国会終了後さらに鋭意慎重な検討を進めて参つたのでありますが、今回ようやくその成案を得に至りましたので、ここに新たな構想に基き輸出信用保險法案を提出して、御審議を仰ぐ次第であります。

申すまでもなく、元來海外との取引は、國際情勢の変動等に伴う經濟上及び政治上的諸制約を受けるものでありまして、国内取引とは比較にならない大きな危険を伴います。輸出業者は取引上の不安にさらされつつ、輸出契約の締結あるいは輸出品の生産集荷等にあたり、金融機關の輸出業者に対する資金の融通等もきわめて消極的となつて、これが輸出伸長の著しい障害となつてゐることは、すでに御高承の通りであります。

元來輸出取引に伴う危険に対する不安の排除につきましては、通常買手側よりの信用狀の開設によりまして、これらの危険を担保する商習慣となつておりますが、國際間の情勢の変動によりましては、信用狀のみによつては担保することの困難な各種のいわゆる非常危険が生ずることがあるのであります。これらの場合における非常危険を担保するためには特別の保險措置を講ずる必要があります。この措置がない場合には、輸出取引に関する輸出業者の積極的な活動は期待しがたいのが実情であります。

政府におきまして、先国会に輸出信用保險法案を提出いたしましたのは、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危険を保險する制度を実施することにより、金融上等に生ずる不安を除き、輸出業者または關係生産業者等の輸出取引に関する活動を活発化いたし、もつたのであります。今更によりその必要を感ぜられたことによるのであります。今回提出いたしました輸出信用保險法案も、またこの趣旨に従うものにはかならないのであります。ただ先国会に提案いたしました輸出信用保險法案におきましては、荷為替手形を保險することにより、貨物船積後の危険を担保することに多まつたのであります。これは輸出振興上の実効を期することが困難と考えられます。ため、先国会における審議の状況、業界の反響、關係方面の意向等それら參酌いたしまして、輸出契約成立後は、ただちにこの保險に加入して危険の救済を受け得ることとし、かつ保險技術上の見地から、本法により保險会社をして行わしめ、輸出信用保險及び政府の行いとする再保險についての法文の規定を整備いたしまして、ここにあらためて輸出信用保險法案を提案いたします次第であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

○神田委員長代理 次に不正競争防止法の一部を改正する法律案について政府の説明を求めます。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法（昭和九年法律第十四號）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

者ハ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

一 本法施行ノ地域内ニ於テ広ク認識セラルル他人ノ氏名、商号、商標、商品ノ容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行為

二 本法施行ノ地域内ニ於テ広ク認識セラルル他人ノ氏名、商号、標章其ノ他他人ノ營業タルコトヲ示ス表示ト同一又ハ類似ノモノヲ使用シテ他人ノ營業上ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシムル行為

三 商品若ハ其ノ廣告ニ虚偽ノ原産地ノ表示ヲ為シ又ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出シテ原産地ノ誤認ヲ生ゼシムル行為

四 商品若ハ其ノ廣告ニ其ノ商品ガ産出、製造若ハ加工セラレタル國以外ノ地ニ於テ産出、製造若ハ加工セラレタル旨ノ誤認ヲ生ゼシムル表示ヲ為シ又ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出スル行為

五 商品若ハ其ノ廣告ニ其ノ商品ノ品質、内容若ハ数量ニ付誤認ヲ生ゼシムル表示ヲ為シ又ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出スル行為

六 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

第一条の次に次の一條を加ふる。

故意又ハ過失ニ因リ前条各号ノ一ニ該當スル行為ヲ為シタル者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ害セラレタル者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

前条第一号若ハ第二号ノ行為ニ因リ他人ノ營業上ノ信用ヲ害シタル者又ハ同条第六号ノ行為ヲ為シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ營業上ノ信用ヲ回復スルニ必要ナル処置ヲ命ズルコトヲ得

第二条を次のように改める。

第二条 前二条及第五條ノ規定ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル行為ニハ之ヲ適用セズ

一 商品ノ普通名稱若ハ取引上普通ニ同種ノ商品ニ慣用セラルル表示ヲ普通ニ使用セラルル方法ヲ以テ使用スル行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出スル行為

二 取引上普通ニ同種ノ營業ニ慣用セラルル名稱其ノ他ノ表示ヲ普通ニ使用セラルル方法ヲ以テ使用スル行為

三 自己ノ氏名ヲ善意ニ使用スル行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出スル行為

四 第一条第一号若ハ第二号ニ掲グル表示ガ本法施行ノ地域内ニ於テ広ク認識セラルル以前ヨリ之ト同一若ハ類似ノ表示ヲ善意ニ使用スル者若ハ其ノ者ヨリ營業ト共ニ其ノ表示ヲ使用シタル者ニ於テ其ノ表示ヲ使用スル行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出スル行為

五 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

六 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

七 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

八 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

九 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

為
前項第三号又ハ第四号ニ掲グル行
為ヲ為ス者ニ對シテハ之ニ因リテ
營業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル
者ハ商品又ハ營業上ノ施設若ハ活
動ノ混同ヲ防グニ適當ナル表示ヲ
附シベキコトヲ請求スルコトヲ得
但シ單ニ商品ヲ販賣、拡布又ハ輸
出スル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第三号中「外国人」を「工業所有権
保護同盟条約國ニ屬スル者以外ノ
外国人」に改め、「第一条」の下に、第
一条ノ二及前条第二項」を加える。
第四号第四項中「帝國」を「日本國」
に改める。

第五号を次のように改める。

第五号 左ノ各号ノ一ニ該當スル者
ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以
下ノ罰金ニ処ス

一 商品又ハ其ノ廣告ニ其ノ商品
ノ原産地、品質、内容又ハ数量
ニ付誤認ヲ生ゼシムル虚偽ノ表
示ヲ為シタル者

二 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第一
条第一号又ハ第二号ニ該當スル
行為ヲ為シタル者

三 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第一
条第三号乃至第五号ノ一ニ該當
スル行為ヲ為シタル者

四 前条ノ規定ニ違反シタル者
第五号の次に次の一条を加える。

第五号ノ二 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ
關シ前条ノ違反行為ヲ為シタルト
キハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人
又ハ人ニ對シ同条ノ罰金刑ヲ科ス
第六条中「第一条第一項第一号乃

至第三号及第四号第一項乃至第三
項」を「第一条第一号第二号、第一
ノ二、第四号第一項乃至第三項及第
五条第二号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算し
て一箇月を経過した日から施行す
る。

○池田國壽大臣 不正競争防止法の一
部を改正する法律案につきまして、提
出の理由を御説明いたします。

經濟上における自由競争は現代の經
濟發展の原動力であり、大いに奨励
さるべきであります。しかし、この自
由競争も適正な手段によつてこそ初め
て經濟再建の基礎となり得るのであり
ますが、わが國の事業者の中には、往
往に於てたゞ目前の個人的利潤を追求
するに急なあまり、ややもすれば不公
正な方法を用いる者があり、たとえは
他人の氏名、商標等と類似のものを使
つて商品の誤認、混同を生ぜしめたり、
原産地表示を詐称したり、あるいは他
人の信用を毀損したりするなどであり
まして、從來國內におきましても問題
があつたばかりでなく、國際市場にお
きましてはわが國の信用を落したとこ
ろがしばしばあつたのであります。そ
も現行不正競争防止法は、國內法制
の欠陥を補つたためにより、工業所有
権保護同盟条約のヘーグ改正条約に加
入する準備として、昭和九年に制定せ
られたものでありまして、条約に基く
最小限の義務を規定しているにすぎな
い状況でありますから、今後貿易の振
興をはかり、事業者の公正健全な活動
と國際的信用を確保するためには、こ
の法律を現状に即して改正することが

望ましく、またわが國の事業者の要望
にも沿ふものと思はれるのでありま
す。なお本改正法案のうち「商品の原
産地又は品質、内容、数量等について
虚偽の印象を与えるような表示を禁
止」する点につきましては、關係方面
より特に強く指摘せられてゐる關係も
ありますが、政府としましては、かか
る指摘をまつまでもなく、自由競争に
立脚した經濟の健全かつ公正な運営の
ために、不正な競争を行ふことのな
いように、法制上の措置を講ずる必要
を痛感しておりましたので、ここに本
改正案を上程する次第であります。

以下本改正案の要点を御説明いたし
ます。第一は、不正競争防止法第一
第一項各号に掲げる行為をする者に対
しては、その者が不正競争の目的を
つてするといふことを問はず、被害者
はその行為のさしとめを請求し得ること
とした点であります。すなわち不正競
争防止の範圍が拡大されることになつ
たのであります。

第二は故意または過失により、不正
競争防止法第一第一項各号に掲げる
行為をする者は、損害賠償の責に任ず
ることとあります。すなわち善意の行
為者にはその行為のさしとめを請求し
得るのみとし、故意または過失の場合
のみ損害賠償の請求をなし得ることと
いたしました。

第三は不正競争の目的をもつて不正
競争防止法第一第一項第一号ないし
第三号に掲げる行為をした者及びあと
で述べますように本条に新たに追加さ
れた行為をした者に対し、刑罰を科す
ることとした点であります。すなわち
現在は第四号の違反行為以外について
は罰則の規定はなかつたのであります

が、新たに三年以下の懲役または二十
万円以下の罰金の規定を設け、不正競
争の目的をもつてする行為者に対する
制裁を強化いたしました。

第四は不正競争防止法第一第一項
第一号及び第三号に掲げる行為につ
いて、新たに輸出する行為を加えた点で
あります。すなわち単に國內において
商品を販売もしくは拡布する場合のみ
でなく、その商品を輸出して、仕向地
で誤認を起す場合を追加しましたの
は、今後の外國取引において一層國際
的信用を確保せんがためであります。

第五は、商品もしくはその広告にそ
の商品が産出、製造もしくは加工され
た國以外の地において産出、製造もし
くは加工されたやうな誤認を生ぜしめ
る表示をなし、またはこれを表示した
商品を販売、拡布もしくは輸出する行
為も、不正競争防止法第一第一項各
号に掲げる行為と同様に扱うこととし
た点であります。これは從來わが國の
商品が、往々外國産の商品であるかの
ごとき誤認のおそれある表示をして、
外國人から非難せられましたので、今
後貿易の振興をはかる一方において、
國際的信用を確保するために設けたも
のであります。

第六は、商品もしくはその広告に、
その商品の品質、内容もしくは数量に
つき誤認を生ぜしむる表示をなし、ま
たはこれを表示した商品を販売、拡布
もしくは輸出する行為も、本法第一
第一項各号に掲げる行為と同様に扱う
こととした点であります。これも從來
わが國の商品には、その品質、内容ま
たは数量について誤れる印象を与える
やうな表示をしたものも少からず見受
けられましたので、今後消費者の保護

及びわが國の國際的信用を確保するた
めに、新しく設けたものであります。
第七は、第五号の罰則の強化その他
若干輕微な字句の整理をしたことであ
ります。

以上申し上げました点が、この法案
提出の理由並びに改正の要点でありま
す。何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に可決されんことをお願いいたしま
す。

○神田委員長代理 次に小型自動車競
走法案に対して提出者の説明を求めま
す。栗山長次郎君。

昭和二十五年三月一日提出（衆法第五
号）通商産業委員会付託

小型自動車競走法案
右の議案を提出する。

昭和二十五年三月一日
提出者

- | | |
|-------|-------|
| 栗山長次郎 | 有田 二郎 |
| 江崎 真澄 | 大野 伴陸 |
| 神田 博 | 小金 義照 |
| 佐藤 榮作 | 澁谷雄太郎 |
| 岡東 英雄 | 高橋 英吉 |
| 中島 守利 | 永井 要造 |
| 根本竜太郎 | 広川 弘禪 |
| 星島 二郎 | 村上 勇 |
| 渡辺 良夫 | 足鹿 覚 |
| 井上 良二 | 猪俣 浩三 |
| 石川金次郎 | 今澄 勇 |
| 受田 新吉 | 勝間田清一 |
| 田中鐵之進 | 堤 ツルヨ |
| 土井 直作 | 西村 榮一 |
| 前田 種男 | 松井 政吉 |
| 松本 七郎 | 水谷長三郎 |
| 米窪 満亮 | 荒木万壽夫 |
| 有田 喜一 | 川崎 秀二 |
| 北村徳太郎 | 千葉 三郎 |

岡田 勢一 笹森 順造
三木 武夫 山手 満男
小型自動車競走法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に関する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄与するとともに地方財政の改善を図るために行う小型自動車競走に關し規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「小型自動車」とは、気筒容積千五百立方センチメートル以下の発動機を有する自動車をいう。

(小型自動車競走の施行)

第三条 都道府県は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2 都道府県以外の者は、勝車投票券その他これに類似するものを発売して、小型自動車競走を行つてはならない。

(小型自動車競走の実施の委任)

第四条 都道府県は、小型自動車競走の実施を当該都道府県に設立する小型自動車競走会に委任することができる。

(小型自動車競走場)

第五条 小型自動車競走は、小型自動車競走場で行われなければならない。

第六条 小型自動車競走場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。

(競走に使用する小型自動車の種類)

第七条 小型自動車競走に使用する小型自動車の種類は、左の通りとする。

する。

一 二輪車

二 三輪車

三 四輪車

四 モータースクーター

2 小型自動車競走の各競走は、前項各号に掲げる種目ごとに、同一の規格のものをもつて行われなければならない。

(登録)

第八条 小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、全国小型自動車競走会連合会に登録されたものでなければならない。

2 全国小型自動車競走会連合会は、登録規程に合致する小型自動車競走場、選手又は小型自動車については、その登録を拒むことはできない。

(入場料)

第九条 都道府県は、小型自動車競走を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

(勝車投票券)

第十条 都道府県は、一口金二十円以下の勝車投票券を券面金額で発売することができる。

(勝車投票券の購入等の禁止)

第十一条 左の各号の一に該当する場合においては、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 選手、審判員及び競走の役員並びに小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の役員にあつては、すべての小型自動車競走について、

自動車競走について、

二 前号に掲げる者を除き、事務局員、会計係員、連絡員その他の小型自動車競走の運営に従事する者にあつては、当該小型自動車競走について

(払戻金)

第十二条 都道府県は、勝車投票券的中者に対し、その小型自動車競走についての勝車投票券の売上金(勝車投票券の発売金額から第十四条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五に相当する金額の払戻金を当該勝車に対する各勝車投票券にあん分して交付する。

2 勝車投票券的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝車以外の出走した小型自動車に投票した者に対し、各勝車投票券にあん分して払戻金として交付する。

3 前二項の規定により勝車投票券的中者又は勝車投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

(投票の無効)

第十三条 前条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、都道府県の収入とする。

(投票の無効)

第十四条 勝車投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出走すべき小型自動車がなく

なり、又は一車のみとなつたこと。

二 小型自動車競走が成立しなかつたこと。

三 小型自動車競走に勝車がなかつたこと。

四 発売した勝車投票券に表示された車が出走しなかつた場合は、その車(第一着及び第二着となつた車をその順位で一組として勝車とする勝車投票法(以下連勝式勝車投票法という。))にあつてはその車の属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式勝車投票法において同一の連勝式番号をつけられた車を一組とした場合において、表示された車のうちいずれか一車のみが出走したときは、その組に対する投票についても、同様である。

2 前項の場合においては、当該勝車投票券を所有する者は、都道府県に対してその券面金額の返還を請求することができる。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第十五条 第十二条の規定による払戻金又は前条の規定による返還金であつてやむを得ない事情により小型自動車競走の終了後遡及なく支払を受けることができなかったものの債権は、三十日間行われないときは、時効によつて消滅する。

(都道府県の収入)

第十六条 都道府県は、勝車投票券の売上金額の百分の二十五に相当する金額を自己の収入とするものとする。

(国庫納付金)

第十七条 都道府県は、前条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(小型自動車競走会への交付金)

第十八条 都道府県は、小型自動車競走会に小型自動車競走の実施を委任したときは、第十六条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該小型自動車競走会に交付しなければならない。

(都道府県の負担する実施に要する費用)

第十九条 都道府県は、第十六条の規定により自己の収入とすべき金額から前二条の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に關する経費に充てなければならない。

(小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会)

第二十条 小型自動車競走会は、都道府県内に各一箇を限り設立するものとする。

第十七条 都道府県は、前条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(小型自動車競走会への交付金)

第十八条 都道府県は、小型自動車競走会に小型自動車競走の実施を委任したときは、第十六条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該小型自動車競走会に交付しなければならない。

(都道府県の負担する実施に要する費用)

第十九条 都道府県は、第十六条の規定により自己の収入とすべき金額から前二条の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に關する経費に充てなければならない。

(小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会)

第二十条 小型自動車競走会は、都道府県内に各一箇を限り設立するものとする。

2 すべての小型自動車競走会は、国内において一箇の全国小型自動車競走会連合会を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇の平等の表決権を有し、多数決をもつて全国小型自動車競走会連合会の総会の議事を議決する。

3 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三

十四条(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会は、小型自動車競走、選手及び小型自動車競走の登録、各都道府県における競走日程の作成その他の小型自動車競走の実施の調整並びに小型自動車に関する事項の振興を目的とする。

(勝車投票の発売の停止等)

第二十一条 都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてする処分違反した場合、通商産業大臣は、当該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝車投票の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により戒告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し公開による聴聞をしなければならない。但し、急遽を要する場合は、事後に聴聞をすることができる。

(届出又は報告)

第二十二條 通商産業大臣は、都道府県から小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

(委任事項)

第二十三項 この法律に定めるもの

の外、小型自動車競走の実施の委任に関する事項、小型自動車競走場及び小型自動車競走に使用する小型自動車の規格に関する事項、小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の登録規程その他登録に関する事項その他この法律の施行に必要事項は、省令で定める。

(罰則)

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第三条第二項の規定に違反した者

二 この法律により行い小型自動車競走に關し、多数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第二十一条の規定により勝車投票の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定により勝車投票の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者に対して勝車投票を発売した者

二 第二十一条の規定に違反した者

三 前条第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前条第二号に規定する者を除き、同条第二号に規定する行為の相手方となつた者

第二十六条 小型自動車競走会若し

くは全国小型自動車競走会連合会の役員、小型自動車競走に關する事務に従事する者又は選手が、その職務又は競走に關して、賄受を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、その職務又は競走に關して賄受を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の場合において、收受した賄受は、没収する。もし、その全部又は一部を没収することができない場合には、その価額を追徴する。

第二十七条 前条第一項又は第二項に規定する賄受を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

附則

1 この法律に、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)に規定する農地であるものは、小型自動車競走場の用に供してはならない。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「自転車競走」の下に「及び小型自動車競走」を加える。

○栗山長次郎君 御審議をいただきます

す小型自動車競争法案につき、各会派にわたる四十二名の提出者にかわつて、提案の理由を御説明させていただきます。

自動車性能の向上特に将来日本が多量に輸出し得る可能性を持つ小型自動車の製造の向上、これにつきましては各国の例を調べましても、競走によつてエンジン及び車体の性能を向上させることが最も早速であり、また効果的であるといふことがはつきりいたしておられますこと、先般全国のモーターサイクル競走会を開催いたしましたし、舶来車と和製車との性能を實際に点検いたしましたところ、二割ないし三割の速力における差がありまして、内地品が劣勢なのであります。また英國などの一例を申し上げますと、一九二〇年ごろは英國あたりの競走車として、時速五十五マイル余がせいゝでありましたが、昨年あたりのPTレーズなどの実績を見ますと、八十九マイル強になつております。そうしてそれは競走によつて性能が向上されたものであるといふ競走の性能向上に、非常に寄与する部面が強調されております。自動車の性能はいろ／＼な点で検討ができますが、一番簡単なのは速力の優劣でありますことは御想像の通りでありまして、日本品が速力において非常に劣勢であることは、日本品の品質そのものが悪いという結論的印象を海外に与えますので、輸出の支障になることこれより大きなものはないと存じます。そのような観点で、どうしてものが國の自動車、ことに小型自動車の性能を著しく上げたい、それには競走によつてこれを刺激し、奨励することが最良であるという観点で、本法案

を組織しました一つのおもなる理由であります。

他のいふ一つの理由は、地方財政に寄与するといふ点でございますが、地方財政と申しまして、自動車競走はどこの地方自治体でも実施し得るというほど簡単なものではございませんので、都道府県を単位といたしまして、各都道府県ごとにこれを実施する、そうしてその実施に当りました都道府県の財政に寄与するといふ組立てをいたしたのでございまして、車券の売上金を一〇〇といたしますと、その七五は払い、もどし金として投票者に配当する。あと百分の二十五残りますが、そのうち百分の五以内に該当するものは、都道府県がこれを実施するにあつて、この實際の運営は府県みずからがこれに當ることはほとんど不可能でありますから、各都道府県に一つは競走会といふものを社団法人によつて設立することによりまして、これが運営の衝に當る、その費用として百分の五以内をこちらの方に振り向ける。あと百分の二十残りますが、そのうちの百分の三を國庫に納入する。その國庫の納入につきましては、いろ／＼立案中議論のあつたこととございまして、通産省當局の要望とすれば當然なことながら、その百分の三の納入せられたるものは、自動車全般の振興のために、國庫からいわゆるひもつきで支出せらるべきようにという意向であつたのであります。その結論に手続中連するところがございまして、ごらんになるようなことになつており、すなわち売上金の百分の三はそのまま國庫に入ります、もし自動車振興のために使つたれば、他の予算措置を講ずる必要があ

立てなければならぬ。これが一応事実とすれば、どういふ策を持つておるかというのを承つておるわけでありますが、それについては何らお答えがないのですが、この点について大臣はどう考へておられますか。

○池田國務大臣 製鉄関係の争議は円満に妥結したのであります。今御質問になりました点は、金属鉱山の問題だと思つてあります。この点につきましては、われわれは関係当局といたしまして、労資の間に、円満にして適正な妥協が成立するよう、努力いたしております。それをまたわれわれは期待をいたしておる次第であります。

○蔵谷委員長代理 昨日、本委員会に付託になりました帝國石油株式会社法を廃止する法律案を議題として審議を進めます。質疑に入ります。風早八十二君。

○風早委員 帝石法が廃止になるといふことになりますと、いよいよこれで帝石は、商法の適用を受ける民間の会社になるわけですが、他方におきまして、この国会においては、すでに商法の改正案が出ておる。これによつて、これからはこういう方面に外資を入れるなり、あるいは外資がみずから経営するなり、こういった問題が出て来ておるわけですが、それと脱み合せますと、これから先、日本の石油産業に對しては、つまり原油の生産並びにその精製事業に對しては、外資や、また外商が進出して来るという問題が当然起つて来ると思ふのであります。この問題は、日本の民族産業を擁護する立場から、非常に重要な問題を含んでおるのであります。

て、この立場から、私は二、三御質問してみたいと思ひます。

まず、今まで大体は精油が入つておつたと思ふのでありますが、これからはいわゆる重油、原油がどんと入つて来るというように聞いておるのであります。大体どれくらい、この原油を入れる計画を立てておられるか、また今後、それがますます増大して行くというふうな見通しがあるのか、こういう原油の輸入について、大体のところをお答え願ひたい。きようは池田大蔵大臣が来ておられるようでありますから、これは特に池田大蔵大臣兼通産大臣にお伺ひしたいと思ひます。

〔蔵谷委員長代理退席、神田委員長代理着席〕

○池田國務大臣 数字にわたりますので、政務次官よりお答えいたしますことにいたします。

○官廳政府委員 たいだいまのお尋ねの原油の輸入の問題でございますが、風早委員も御承知の通り、昨年までは精油で輸入いたしておりました。今年に入りまして、實際的に太平洋沿岸の七精油工場の再開が、実施に移つたやうなわけがあります。従つてこれに對應いたします重油の輸入が、それによつて計画されております。これも十分御承知だと思ひますが、昭和石油に關しまする原油の輸入は、バンド貨をもちまして輸入することになる。その他はガソリンを通じて輸入されることになつております。ところがバンド地域のいろいろのファンドの關係、その他これを取扱いますバイヤーの關係において、資力不十分というやうな問題で、昭和石油の方のバンド輸入は、計画はされましたが、これが実施に移されな

いような状況であります。従ひまして援助資金をもつて今後輸入が継続されるわけでありまして、日本政府としては、所要の石油製品の調整にさしかかれない輸入を懇請することにおいては、極力努力いたしますが、年間計画等におきまして、どれだけの重油の輸入が達成せられるかということについては、希望としては持つておりますが、その實現につきましては、責任ある御答弁を申し上げられない状況にあります。

○風早委員 その輸入の量そのものが発表できないわけですか。これはすでに新聞雜誌その他にも、いくらか出ております。こういう数字は根拠がないものであります。大体この問題は、今後日本の国内の原油生産というものに、入つて来る原油というものは非常に影響を与えるのであります。その意味でどれくらい入つて来るか。またいかなる価格で入つて来るか。この問題は非常に重要だと思ふのです。そういう点について、もう少し数字的にも出していただきたい。

○官廳政府委員 原油の輸入が新聞等に発表されておるが、日本政府としてはこの数字を知らないのか、こういうやうな御意見もあつたと思ひますが、もちろん風早委員も御承知の通り、日本で生産いたしますところの石油製品というものを一括して申し上げますと、国内消費量の約一割しかないわけでありまして、あと九割を輸入にまつております。ところが、当然考えられるわけでありまして、しかしながら精製油が輸入されておりました当時のように、ガソリンのやうなものでとつてみましても、国内の年間の需要量は、おおむね

二十七万キロ・リッターぐらいでありまして、これに對して、ガソリン資金を通じて精製油の輸入によつて、日本内地で消費を許されたものは、大体十七万キロ・リッター程度のものがございます。従ひまして希望といたしましては、国内産が一割しかないもので、九割の輸入を要請すること、先ほども申しましたように、政府として努力いたします。しかし輸入がそれだけ達成せられるかどうかというところは、援助資金を通じてのことではありますから、確定的な数字は申し上げられないわけでありまして、あくまで国民の需要を満たすだけの原油の輸入があるやうに努力いたしますが、新聞に書いてある数字等が、はたして的確であるかどうかというやうな裏づけは、この際、政府としては申し上げかねるわけでありまして。

○風早委員 新聞に書いてあることがどうかというわけではないのであります。実際はどうかということをお聞きしておるわけでありまして、この点をお答えを願ひたい。

○官廳政府委員 實際におきましては、日本の希望いたします七割ぐらゐの輸入が、達成せられるではないかという希望の線測を持つておりますが、何百万バレルというやうな数字は、ただいま申し上げかねるわけでありまして。

○風早委員 その場合の輸入価格はどうかという基準で、大体いくらくらいで入るわけですか。ついでに申しますが、同時に国内の原油と、いろいろ原価上の差異はどれくらいになつておるか。それもついでにお知らせいただきたいと思います。

○官廳政府委員 國産原油は九千三百二十五円がマル公であります。現在輸入されました外國原油のC・I・Fの価格は、六千二百円から三百円程度に當るのでありますから、従つてその差額は約三千円あるわけでありまして。これがために国内の乏しい資源に、長期の開発の努力を加へまして、せつかく掘り出しあるいは汲み出したる原油に對します、非常に圧迫になるのではなからうかというやうなことも考へられますので、この点につきましては、一応保護關稅主義をとりまして、關稅において調節することをいたしたい、たたいまこの点を交渉しております。同時に万が一關稅におきましても、なお国内の石油資源開発を促進、保護することができないというやうな状況でありましたならば、價格調整公団によりまして價格プールのいたしまして、国内産を圧迫しないやうに、たとい一割でありましても、これをさらに一割五分、二割増産の過程に持ち込むよう努力をいたしたい、かやうに考へております。

○風早委員 關稅の問題であります。これは關稅の方の業務課長も来ておられるやうでありますので、そちらの方から伺つてもいいのですが、大体今度の關稅の根本の方式はどういうことになつておるか。大体新聞あたりでも散見するところによりまして、今度は從量稅から從價稅になるということ、一般的に言われておる。食糧などについても無稅だといふ、べら棒な方針が報道されておりますが、石油に關してはどうなつておるか。これもやはり新聞紙上で見ますと、特に石油だけに對しては從量稅でやる。從量稅に

なりますと、ただ同様な非常に安い関税になるわけであります。現在業界が特に要望しております。価格差が非常に大きな点について、特に関税の設定並びにその引上げについては、強い要望があるように思ふのであります。そういう点で政府はどうか態度をとっておられるか。特に石油だけが、もしも従量税であるとするならば、いかなる根拠でそういうふうな従量税とすることになるのか、それらの点について御説明願いたい。

○池田国務大臣 ただいま関税定率法の改正を検討中であるのであります。御承知の通り従来定率法には、従量税と従価税があるものであります。現在のように、ずっと以前とはほぼ貨幣価値が違つて参りました場合におきましては、私はつとめて従価税に向つて行くべきだといふ考えのもとに検討を続けておるのであります。各国の定率法を見ましても、やはり従量税と従価税二段構えになつておりますが、傾向としては従価税の方に行く傾向になつておるのであります。ただ課税の便宜上従量税が今跡を絶つというわけに行かない状況であるのであります。

次に御質問の米、大麦等につきましては、無税にするというようないことが新聞に出ておつたようであります。これは何もそういうふうなきまつたわけではございません。ただいまわれわれはやはり保護関税主義をとつて行つておりますが、ただ現状におきましては、もう十数年来課税の建前で、臨時にいわる免除の方法で行つておるのであります。ただいまの状況では、私の考えでは保護関税をとるが、現状では別途

に免税の方法で行きたいと考えておる次第であります。

○風早委員 食糧についてはまた別の機会に預つておきますが、石油について特に従量税をとるといふような話が出ておるのであります。もしもそうだとしたら、その場合には一体どういふつもりで従量税にされるのか。これが今通産大臣も言明せられましたように、全体の方向としては従価税といふようなことではあります。特に石油について特例を設けるという意味はどうか。いふところにあるのか。これがすでに業界の意向とはその結果において少くも非常に相反しておることになるのではないかと考へるのであります。その点ももう少し納得の行く根拠を説明していただきたい。特別にこの点について、何か指示でもあるならば、そういう点もひとつ明らかにしていただきたい。

○宮崎政府委員 ただいまのお尋ねであります。先般参議院におきまして、本法案の御審議を願つておりますとき、下条委員から、従量七円という新聞発表があつたが、さういふことが実行されるような状況になつておるか、こういうお尋ねでありました。そのときもお答えいたしておきました。が、ただいま保護関税を設けたいという気持をもちまして、交渉はいたしておりますが、従量七円というふうな従量税を設けようなどという考へを政府としては持つておられないのみならず、その新聞の報道の出所につきましても、ここにおきます鉱山局長をして関係のデビジョンにつきましても、あるいはセクシヨンにつきましても、それれ調査をいたさせましたが、ただいま

まさうな報道の出ました根拠を知ることができない状況であります。少くともただいま通産大臣の立場において大蔵大臣がお答えいたしましたように、石油業界の特許からも考へましても、十分保護の措置を講じなければなりません。これが従量税で行くか、従価税で行くかは、先ほどの関税定率法を考へておきますことによりまして、十分解決されると思つております。輸入食糧の問題は、風早委員がお預けになりましたから、こちらでも触れませんが、輸入補給金のあるものと、しからざるものとの間には、関税政策もおのずから差異があることと考へております。新聞報道のような関税を設けようといふことはおられないことだけは、この際はつきり申し上げておきます。

代理着席

○神田委員長代理退席、澁谷委員長代理着席

○風早委員 政府の一応の御見解はそれでわかりました。しかしながら実際の見通しとして、どうなるかといふことがさらに問題になると思ふのであります。さういふたうな問題については、一般的に、政府当局の御答弁の場合に、もう少しありのままを率直に出していただきたいのであります。実はこの前産業復興公団法の一部改正法が出ましたときにも、われわれは今後産業復興公団には、特に新しい二つの任務が加わるのではないかと、つまり、新しい制度に関連して緊急物資といふたうなもの、備蓄といふ任務が、加わるのではないかと、いふことを伺つたのであります。一向に知らぬ存ぜぬで、宮崎政務次官もさういふお答えがな

まされながら今日においては各般の点がだれにも明らかになつておる。

そうして産業復興公団は明らかに一手でこれらの特別な物資の備蓄関係の仕事を受け持つことになつて来ておる、といふようなことでありまして、いづれも法案の審議にあつた場合に、質疑応答に何らお答えがないが、やがて結局はわれわれの質疑がそのまゝ実現して来るといふたうな事態が、しばしばあるのであります。この際も、これはわれわれが日本の関税自主権の擁護の立場から、どこまでも日本の業界の意見を十分に反映した政策を、とられんことを切望したのであります。幸いに宮崎政務次官は、この点では、従量七円といふたうなべらぼうなことは考へていないといふ話でありまして、その考へでおられることは、はなはだけつこうですが、その実現の見通しを、はたして政府は持つておられるのか、その力を持つておられるのか、この点について御回答願いたい。

○宮崎政府委員 産業復興公団のことにお話が来たのであります。産業復興公団法の一部改正の法律案は、御承知の通り従来復興金庫から融資を受けたのであります。それが受けられないので預金部資金の流用を受けるといふ資金繰りの法案でありまして、それが備蓄であるとか、あるいは御指摘の緊急といふ言葉が今日はいふ言ひです。が、当時の速記録を回顧いたしますと、戦時物資を備蓄するんじやないが、さういふ含みをもつて言つておられたが、さういふ含みも持つておられない。また現段階においても、戦時物資を備蓄しようなどという計画は持つておりません。従いましてこの点あなた

の戦時物資といふ定義と、われわれの考へておる定義との間に開きがあることは、見解の相違でありまして、たとえば災害復興といひまして、ただいま市価が非常に暴落いたしております関係で、放出しようといふ計画しております。綿布等を、備蓄物資として産業復興公団に処理いたします等は、これが戦時物資だといふ御見解であるならば、私はこれに対しては弁明はいたしません。しかしながらさういふ含みをもつて答弁はいたしておけません。その点については何もかもわかつていて御質問になるような気がいたしますので、特に風早委員の御了解を得たいのであります。それから関税の問題につきましては大蔵省の所管であります。大臣が兼任でありますので、この点は非常に好都合であります。前々風早委員及びあなたの方々は、現在の内閣には自主性がないうやないかといふお尋ねでありました。自主性がないうやないものに、従量七円といふことは困るから、それには応じないと言つて、はたしてやれるのかやれないのかといふお尋ねであります。これも答弁するよりも御断をいただきます。しかしながら少くとも現在の政府におきましては、保護の目的を達しない関税を設けないやうに努力することには、最大の努力を惜しまないものである。さういふことはつきり申し上げておきます。しかしながら日本政府は自主性がないうやないかといふ一言をもつて破砕せられれば、何と答弁いたしまして御満足行かないものであらうと考へておりますので、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○風早委員 産業復興公団のことを別

に今言いたくない。ただ引合ひに出しただけで、あれは何も今度預金部資金から金を融通する道を聞くというだけの問題ではない。その問題は、新しく産業復興公団がこれから何をやるかという点と無関係ではあり得ない。その意味で、これから産業復興公団は何をするかという点を聞いたわけだ。戦時物資という名称は、むしろわれわれは最も端的に本質を現わしたもので、言つたに過ぎないのでありまして、どういふ名称であらうとも、内容が問題であります。すずであるとか、アセトンであるとか、あるいははんだであるとか、こういつたようなものがいろいろありますが、これらのものを日本産業の実際の生産のどういふ面に使われるか。これがまた国際的にどういふ役割を持つている品物であるか。これらの実際の滞貨状況はどうであるかという点を御判断になれば、わかると思います。われわれは何もかもわかつていて聞くわけじゃない。新聞に出てゐることをただしたいから、政府にほんとうのところを言つてもらいたいから聞いているわけでありまして、わかつておるなら聞く必要もない、どこまでもはつきりさせたいという意味で聞いているのです。はつきりしなければ、新聞に出てゐることをわれわれは根拠にしないというだけで、御自身自身の責任のある資料を出さなければ、われわれの議論のしようがないわけでありまして、そういう意味で、確かめたために聞いているのであります。今までの経験から言へば、新聞に出てゐることは大体間違ひないのであります。ただ政府は責任を免れているだけである。もう少し責任あ

いうことは、税率とか引合ひで検討して行くべき問題だと思ひます。しかし今閣議決定法に基づきましては、せつか大蔵省の方において検討中であるので、石油の関税がどれだけのなるかということをお願いする段階に至つておりません。

しまして国産原油によりますれば、少くとも二万二千円くらいの製品がとれるであろうというふうになつておるのであります。国産原油につきましては、過去のデータもきつめて正確に整備されておるもので、その推定は誤りないのであります。今、輸入しました輸入原油につきましては、まだ試験処理と申しますか安定した操業の段階に入つておりませんので、ただいま申し上げましたものは目下わかつておる状況におきまして推定としての評価というふうには、御了解いただきたいのであります。ただ御承知のように輸入原油と申しましても、これは非常に範囲が広いわけでありまして、過去にございまして日本が使用されておりました種類の原油が、今後入りますならば、今のようないくつかの原油との開きがどの程度になるかという問題は、また事情が違つて来る性質のものでございまして、これはもつぱら原油の性質によることとございまして、私が先ほど来申し上げましたことは、ただいままで申し上げております原油と、国産の原油との比較というふうには、御了解願ひたいと思ひます。

うなことも、新聞紙上において伝わつておりますが、そういうふうな事実があるものであります。もし事実があるとするれば、これらの燃料の払い下げの結果、日本の今後の石油の供給力というふうなものに、實際どういふ影響があるのか、これらについても大蔵大臣から伺ひたいと思ひます。

先に進みまして、今の関税自主権の問題でありますけれども、今頭から関税自主権があるものでもない、われわれは言つておるわけではない。一体あるのかないのかということをお願いするのであります。そういうきこえない質問をしたくないけれども、われわれはどこまでも関税自主権を擁護したいという立場をとつておるので、その意味で、一体政府はほんとうに日本の国民経済の事態に即して、その利益の上に立つて、自主的にこの関税問題を扱つておられるのかを聞いておるのであります。もしそうだとすれば、この石油だけを特に関税にすることと自身や七円というふうなことは、ほとんど無税に近いのでありまして、それによつて国内原油との価格差を埋めることは、何ほどもできないわけでありまして、この国内原油との価格差を大幅に埋めて行かなければ、重要な役割を演じてゐる国内の原油生産、並びにその製油事業に対して、非常に大きな打撃を与えるわけでありまして、政府はしかばいかなる積極的な施策を用意しておられるか、この点についてお尋ねいたしたい。

○池田国務大臣 関税税率法を従量税にするか、従価税にするか、やはりこれは税率と見合ひによつてきまる場合もあるものであります。先ほどもちよつと触れましたように、課税の技術上従量税である方が、便利な場合もあるものであります。従ひまして、私は石油を従量税にするか、従価税にするか

○池田国務大臣 昔の軍の施設にかかるところは、払い下げの申請があることは事実であります。しかしわれわれはどこをどれだけの価格で、いつ払い下げるともまだきまつておりません。やはりこの問題は、先ほど来お話をいたしましたように、原油がほとんど大部分輸入でありますので、また原油の輸入の方法についても、民間輸入ばかりというわけでもないものであります。将来の問題として研究しなければならぬ問題だと考えております。

○池田国務大臣 石油は、潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

○池田国務大臣 潤滑油などでは輸入原油よりも、はるかに適性であるというふうなことは言つてさしつかえないわけですか。

態をここで政府に説明していただかなければ、これは判断のしようがないわけであり、われわれが非常に問題にするのは、こうやって外資、外商がどん／＼入つて来る。日本の原油設備、あるいはまた精製設備も相当優秀なものであると考えるのでありますが、これはやはり結局大きな資本を持つた外資が入つて来て、これを掌握してしまふというところが、もし起つて来るとすれば、これは日本の将来にとつても、非常に大問題なのであります。その意味でそういうような動きが実際にあるかどうか、あれば、やはりこれに対しては政府はどういう方向へ進めておられるのか、やはりこれらのことを明らかにしていただきたい。いづれはこれは明らかにすることであり、それから、今は大臣として、これらの点についてここに国民の前に明らかにしていただきたいと思ひます。

〔濫発委員代理退席、委員長着席〕

○池田田務大臣 この問題につきましては、一般の事業と同じように考えまして、外資が来ます場合においては、われわれは原則としては、自由にしたという気持がありますけれども、やはり国際貸借の關係上、またたいたは占領地下でありますので、これに沿つたような気持で行きたいと思ひのであります。お話のように私は外資を氣ざらうとする者ではありません。しかしやはり日本の企業は、われわれの手でなるべくやりたいという気持を持つてゐるのであります。

○官廳政府委員 大綱は、外資導入については、大臣のお答えいたしました通りであります。御質問の問題であります。

す四日市、岩国の燃料廠というお話でありましたが、やはりこれも御承知の通り、一応賠償施設でありますので、現在のところこれを自由にどういふふうにしたかというところでもできません。あれをどうやりたいという希望の申出は相当数量あります。しかしそれは日本政府として許すということとはできない段階にありまして、特に關係の向きとも話合いますと、昨年許された精製所、工場敷にして七社九工場という精製所の精製作業が完全に操業された上に、四日市であるとかあるいは岩国の燃料廠の転用問題を考へていふのじやないか、こういうような状況にありますが、あれはどうするのだ、あつてで精製事業をやつてみた、あるいは輸入原油にして、國産原油にして、やつて行きたいという御希望の申出はとき／＼ありますが、賠償施設でもあり、客觀情勢もさうであるので、ただいまのところ、この問題については積極的な考へを持つておりません。

○風早委員 大臣への質問は終ります。がどうもせつかく大臣に率直に、いろいろ伺いたいと思つてゐるのですが、大臣は一番お答えが少いのであつて、はなはだ遺憾千萬であります。この問題は非常に重要であります。大体今度の国会では、本委員会にはやがて鉱業法案も出ます。また火薬取締法案なんかも出ます。いづれも今度はいよいよ外資、外商が、日本の民族の独立上、非常に影響のあるこれらの産業に對して、あるいは鉱山権、鉱業権を、これら外国資本が持つことができるのか、あるいはまた火薬等の製造、販売にも携はることができるとかいつたやうな道が、開かれる可能性があるわけでありまして、こういうふうなことが次々に出て来ているわけでありまして、こういうことを並んでその原油生産並びに精製の問題は非常に重要だと思つて、向うから入つて来る原油に對して、この放出について、これはもちろん司令部の方の権限があるだろうと考へるのでありますが、いやくも日本の国内で帝石が生産いたします原油について、これもまた同様に、その放出については、またその生産するものの放出については、やはり向うさんの許可があるといふたようなことはこれは一体どういふことなんですか。

○濫発委員 前からお答え申し上げて、御承知のようにただいまのところでは、石油及び石油製品ほとんどすべてが、いわゆる対日援助資金によつて買ひつけ、国内への供給をまかなつてゐる状況でございます。その關係からいいますと、國産原油の割当も、これはできる製品の何がしのものを国内消費に認めるか、従つて残りの不足分のどういふものをただけ輸入しなければならぬかといふことと、密接な關係を持つておることは、十分に御想像つくと思ひます。そのうち、そういう一環として処置されてゐる關係でございます。私も特にそれが石油だけが異つて、特別のものであるといふふうにも了解してゐないわけでありまして、われわれのビジネスとして考へてゐることも、事はそうならざるを得ないのではないかと、いふぐあいに考へるわけでありまして。

○神田委員代理 風早君に休憩してもらつて、次は門脇勝太郎君

○門脇委員 大臣お急ぎのようであり

ますから、一問だけ大臣にお答え願つて、あとまたゆつくり政務次官にお伺ひしたいと思ひます。帝國石油会社法の廃止によりまして、帝石会社は従来の國策会社の境域から離れまして、今後は純然たる民間会社となるわけでありまして、大体戦時中において非常時体制のもとに立法されましたことは、非常にむづかしいこと、矛盾が多いこと、これは私が喋々するまでもないのであります。この帝石会社のごときもその一例でありまして、戦時中において非常時体制のもとに、従来のあらゆる民間会社が有しておりましたところの石油鉱区を、極端な言葉を使ひますならば、一切を強奪してさうして、帝石会社というものに權利を歸屬せしめて、この会社をつくつたといふことは、明瞭に今から振りかへつてみて批評できるところであります。現在帝石会社が全国の原油の總生産量の九五％を持つておるというやうなことであります。が、そういうことを戦時中にむりに敢行せられたために、従来長い歴史を持ちましたところの民間のあらゆる会社が、自己の一番重要資産といふものをば、そこに強奪されたわけでありまして、これに對しましては、従来の民間各会社が非常に遺憾の意を持つておることは、これまで私が喋々するまでもないと思ひます。この自由経済時代に復歸した今日、これに對処するために政府は思ひ切つて、さういつたやうな戦時中の行き過ぎをこの際正をして、元へ復元をすることが一番公平なことと考へるのであります。が、この帝石会社が戦時中にいわゆる強奪しましたところの各鉱区

を、元の所有の民間会社にこれを復元せしむることが、私は正しい政治であり、至当な方策であると思ひます。が、これに對して政府はどう考へておられますか、この一問だけ大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 考へ方といひましたは、まことに同感であるのであります。ただ何と申しまして十年内外の間、あるいは五、六年のものもありましたが、そういう間に事情の変更が起つておりましたので、原則として前の所有者にただちに返すといふことは、なかなか困難なことがあるのではないかと考へておるものであります。戦前あるいは戦中に強奪したといふお言葉でございますが、また實際上さういふやうな場合が多かつたのでございまして、さうしてその場合また前の人、おおむね株式を持つてゐるとか何と云うことになつてゐると思ひます。考へ方といひましてはまことに同感でございます。まして、われわれが電力の再編成の問題につきましても、さういふ氣持が腹の底にあるのであります。しからば全部その通りにしてしまふかと申しますと、これは今言つたやうに既成事実が相當發生しておりますので、むづかしい場合も具體的には起つて来るかと考へております。

○門脇委員 今の質問に關連して伺ひますが、大臣のお言葉のごとく、すでに長いものは十年近くも経過してゐるので、その後のいろいろな経緯によつてなかくさう思ひ切つて、さういふこともできがたいやうなお話でございますが、現在、現に利用してない、いわゆる遊休の鉱業権といふものが相當あるやうに聞かされております。

法の会社になれば、もちろんそれらに
対して政府が何ら保護の義務もなくな
るわけであります。しかしながら燃料
というものは、これは非常に重要な地
位にあるものでありますから、特にそ
ういつたような雇用の助成政策は必要
だと考えるのであります。先ほど、る

る風早委員の御質問に対して御答弁もあつたのでありますが、会社の營業の擁護という建前から、この法律の移行に際して、政府はそういった考えをお持ちになつておるか、どうかお伺ひたい。

○宮嶋政府委員　前々から申し述べましたように、帝石の特別法が消滅いたしますと、石油資源開採法によります助成を一層強化して参りたい。本年度あたりの助成金につきましては、まだばなはだ遺憾の点が多いのであります。て、明年度、明後年度等にわたります。て、この助成法によります助成の十分な目的が達成できるよう予算措置を講じたいと思つております。しかも帝石が非常に不安な立場に置かれさじやないかという御意見の見方も一つであります。これを否定するものではありますませんが、自由企業制度の中

国の産業を置きます以上は、一特定社に対して保護を加うべきではない、とほもちろんであります。しかし産業全般としての保護は、当然行わなければならないのでありまして、先刻風委員にお答えいたしましたように価格調整の調整につきましては、価格調整公定でもつとも四月一日から今の石のマル公政訂の騰が進んでおりまして、より／＼折衝中でありまして、千三百二十五円と六千三百円の、おむね三千円くらいの違いのものをい

にいたすべきか。関税において達成せられるものが幾らであるか。価格補助におきましてどれだけの補助が、これら措置を合せまして、国内産業がそれによつて萎靡沈滞したくない方法を、産業を対象として、一帝石会社を対象としてでなく、考えております。

○門脇委員 私の質問は以上であります。

○神田委員長代理 次は今澄君。

○今泉委員 この帝國石油の法律については、いろいろ質疑応答がありましたが、私は明日通産大臣に質問申し上げる部分を除いて、ここで簡単に御質問いたします。その前に石油に關係のあることですが、石油を使っている自動車の問題で、宮崎さんによつとお伺いします。

このたび二月十日付で、司令部から四九年型の新しい外国車が初めて松下げになった。これは大体時価に直して一億四程度の車です。ところがこの車が二月十日に通産省へ払い下げられて、通産省は、大和と國際タクシ、これに全部払い下げられる。その松下げの値段は、為替の今のマル公であるところの六十五万円程度で、大体内地相場二百万円くらいの車が払い下げられる。それに対して全国の自動車運業者が、非常にこの問題を重視して、いろいろと陳情をいたしております。そこで私は次の機会に内閣貿易課長の御出席を願つて、詳細な点の御説明を願いたいのでありますが、宮崎次官はこの問題を御承知であるかどうか。それから運輸省がこれらの自動車を直轄してナンバーを下したり、いろいろな問題を出しておるのであるが、運輸省と通産省との間にこれらの問題

をめぐつて、いろいろ紛争があるといふことでありますが、事実でありますかどうか。それから今の松下げを東京だけ、しかも二社だけにしていることが、非常に大きな疑惑のまなこを全自動車業者に与えているが、こういう問題についてどういふふうにお考えになつておるか、この三点について御存じになつてゐる点だけでもひとつ……

○宮崎政府委員 ただいまの問題のこまかい点はよく存じておりません。しかしながら大綱は大体承つております。國際自動車三万台のバイヤーの自動車を供給しているわけでありまして、この車はおおむね豊田の製作にかかるといふことがつたのであります。ところがこれが性能上いろいろな欠陥がありまして、現在たしか五十台だけだと思つて、これを一応払い下げたと思つて、そしてその代車として四九年型を入れようというプランが進んだのであります。これはおおよそバイヤー側の希望が入れられたやうに仄聞いたしております。そこで入つて参りますものを、バイヤーの自動車の供給の用を弁じております國際自動車に払い下げられる。そうして今まで使つておりましたものを今度は民間の豊田なら豊田、あるいはその他の会社において気に入るやうに、性能のいいものに直しまして、改裝いたしました上において一般に売、かような方法でやつたことを聞いております。なお詳しい問題につきましては次の機会に渡辺内閣貿易課長からお答えしていただきます。さうな構想でやりました。どうも通産省が何かいろいろなことをやりますと、いろいろ誤解を受けますので、なおさらこの際明らか

にしておきたいと思つて、経過はさうなもので、現在國際自動車をやつておりますところの自動車の性能が悪いため、代車を入れようといふわけでありまして、今度は國際自動車に供給いたしまするガソリン等も円建てで支払いということになり、一箇月の使用量が百五十リッター、かような制限を受けておりました。これはすべて外國資金から申しますとO・A・S・F・アンド、O・S・F・アンド、T・S・F・アンド、かような關係を通じておりますのでありますから、その詳細は得心の行くやうな回答をしたいと思います。なおこれをめぐりまして運輸省との間に何かやりとりがあるのではないかと、いろいろ話がありますが、これはタイヤにつきましても、あるいは自動車自身につきましても、あるいは自動車自身につきましても、となく所管争ひのあることではあります。しかしこの問題について直接論争等のかかわれませんでしたことは現在のところ知つておりません。これはまた渡辺課長にお答えさせることにいたします。

○今澄委員 御親切な答弁で大体わかりましたが、問題の焦点は、この車の松下げにあつて運輸省と通産省との間に、いろいろと所管争ひがあつたといふことと、その払い下げた値段が時価に對して非常に安いために、全国の業者が、これを大阪においても神戸においてもやりたいといふことを痛烈に願つておるが、それらのところに品物が行かなかつたといふこと、それからこれをめぐつて相當な運動資金が使はれたといふことを、自動車をもちつたところが放言をしていふといふやうな陳情があるために、非常に疑惑をかも

してゐるということ、それと、自動車のナンバーは、もとより運輸省がこれを決定してつけるものであるにかかわらず、すでにそれらの自動車にナンバーがついてゐる。しかしながら運輸省に聞いてみると、そのやうなナンバーを許可した覚えはないと言つておりまして、運輸省側の言明と通産省側の考へとの間に開きがある。さらにもう一点は、これらの自動車の日本における運用の問題についても、いろいろと疑惑が残されて、内閣貿易課のいわゆる政府の役人の皆さん方がいろいろと話し合はれて、ある一定の業者を非常にひきつけたといふ点に、いろいろ巷の聲が集まつておりますから、この次の機会にやつておられますが、内閣貿易課長の出席を願ひまして説明を伺いたいと思つて、この旨を宮崎さんからお伝え願ひたいと思つてゐます。

それから石油資源の法律案であります。これについてはいろいろ伺ひまして、大体政府のお考えのところがわかりました。また問題となるところは、何といつても帝國石油会社法を廃止するならば、石油資源開発法等のいわゆる国内石油の開発に關する法律案も、これは当然並行して出されなければならぬ。しかるにもかかわらず、帝國石油会社法だけは廃止するが、国内資源開発のいろいろな措置問題等については、あまり進捗しておらぬといふことは、政府が石油の精製部門だけに非常に強力な助力をするけれども、国内原油の増量といふ点については、その熱意がないといふふうに見られても、いかたがたいが点についてはどういふふうにか考へられておるか。

それから第二点の価格については、さきにいろいろ宮崎次官の御説明がありましたのでわかりました。政府の意見は了承いたしました。政府のそのやうな意見とは別に、現行の九千三百二十五円の価格を、もし引下げるというやうなことになるれば、これは国内原油の石油会社は非常に打撃を受けるから、価格調節公団その他において、これを一体どのようにしてはかられるかといふやうな具体案が、もし今御用意でありますならば聞きたい。

第三点は、政府は石油産業の助成金を一億三千万円程度という説明が、この前の帝國石油会社法の一部改正のときに宮崎さんから申されましたが、これはその後その数字を多少かえられるやうな御意思があるかどうか。それから將來これを三億四千万円に増額される御意思があるか。それからこれを漸次減らされる予定になつておるか、おさしつかえなければ伺ひたいと思つてゐます。

○宮崎政府委員 先刻も申しました通り、この帝石油法の廃止に伴ひまして、石油資源開発法にのつとりまして、また資源開発の促進をいたしたい、これが政府、ことに当面の省であります通産省の考え方です。予算的措置についても私から申しましたやうに、はなはだ現在は至らないものである。年ごとにこれをせひ進めて参りたい。私は地下資源の専門家でありませんが、詳しいことはよく存じませんが、大抵年間二十万キロの石油の原油が生産されておまして、推定埋藏量は二百四十万キロ、十年分くらいあるやうな形ですが、表面

に現われた真偽は別といたしまして、世界的な、十五倍ないし二十倍の地下資源を持つておるといふことは、石油鉱業というようなものから見ると、正當だといいたしても、ただいま第八層というようなものが発見されたといふことも報道されております。この方面に大いに力をいたしまして、相当の埋蔵量を予定できるようにとつてやつて、石油資源開採法の力によつてやつて参りたい。しかしながらこの法案も十分でないといふことになりまして、ば、事態に即応いたしましてぜひとも改正いたして行きたい、かように考えております。

価格の調整の問題につきましては、鉱山局長から申し上げない程度のことまいことをお願いいたします。

○徳永政府委員 価格の調整の問題につきましても、私詳細に読んでおりますが、きよの新聞に一部漏れて出たりしてあるように存じております。これはただいまの段階は、一応日本政府事務当局間の検討という段階にございまして、と申しますのは、私どもが今いろいろ考へております点は、先ほど来問題になつております関税の問題でございますが、先ほど来の議論は、これまた新聞に載つておりましたが、キロ当り七円になるのではないかと、お話を中心であつたわけでありまして、私どもの問題にしておられますのは、その問題ではありませんが、ある程度保護関税をやりたいという考へ方で、いろいろやつておられるのであります。それがこの国会に間に合わないといふことが、およそただいまの進行状況から推測されるわけでありまして、一方価格

の問題は、早急にその後の価格の情勢の変化に應じまして、処理しなければならぬといふ事態になつておられますので、そういたしますと、国産の原油の保護といふことのために、関税による保護といふことは時間的に期待できないといふことができて参りますので、その間の何かかわるべき手がかりではないかというところから、ただいま輸入原油と国産原油との価格差というようないふアイディアにつきまして、いろいろな数字をいじくりながら、考へ方その他を関係事務当局間で検討しつゝあるといふこととござい

ます。ただ国産原油のマル公そのものにつきましても、現在の九千三百円を下げて困るじやないかといふお話もございしますけれども、しかしこれは私ども率直にいふと、国産原油の採油業者の採算の状況その他を調べておられますが、幾らにしたらいいかといふことは、ただいま申し上げかねますけれども、ある程度引下げても、大した打撃は受けない、合理的な操業と申しますか、健全な操業の打撃にはならないと申しますのは、その後生産が相当順調に進んでおるといふ面もございしますし、技術上の改善といふ点も若干進歩を示しておられますし、そこらの点から申しまして、ある程度は引下げ得るのじやないかといふことを頭に置いて、作業を進めておるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○今澄委員 助成金の問題がちよつと今御答弁がなかつたのであります。助成金については、先般きまつた点は一億三千万円といふことになつておりますが、もし今後の助成金の見直しと数字がわかつておれば、これももう一

べんお伺ひしたいと思ひます。

○徳永政府委員 昨日審議院で可決されました明年度の予算案の中に、一億三千何百万円かの石油関係の地質調査及び試験井助成の奨励金が計上されております。

○今澄委員 それは今年度のやつですが、将来の見通しはどうですか。

○徳永政府委員 御承知のように、終戦後ずっと続けておる費目でございます。私ども生産助成といふ考へから申しまして、財政の許す限り増額を希望して、またこれまでの経過から申しまして、その助成の結果からいいたしまして、資源の増進の増加といふことに、相当寄与いたしておりました。決してむだな金になつていないといふことを確信いたしております。

○今澄委員 助成金は、一億三千万円程度で、今度の予算案に計上されたものでは、われ／＼はむろん不足であると思ひます。これはやはり最低三億円くらゐいるものであると私は思つてゐるので、いわゆる昭和二十六年度、二十七年、二十八年度と外国石油がど／＼入つて来るに従つて、国内石油資源にどのような助成金を、いかなる計画のもとに出すか、政府の工業政策の一環としての大綱があれば、官廳氏から承りたい。

それからもう一つの点は、石油の現行価格を割つても、今のお話によると、企業の合理化その他生産状況がいいから、十分採算がとれるといふお話でありましたが、これは非常に危険な考へ方であつて、現在の国内石油をやつていふところの会社が、次々と精製部門に手を伸ばして、精製部門を持たなければやつて行けないといふことは、石

油政策としては、精製部門のみに重点を注いでおるのかのとき感を与えますが、それらについての官廳さんの見解を、ひとつこの際承りたいと思ひます。

○官廳政府委員 助成法によります所要の予算を三億くらゐにしなければ足らないだらうといふことは、ごもつともありません。当面の省といつたしましては、もう少し希望もいたしたわけでありまして、要求額が削減されて、本年は一億三千万円になつた。かような状況でありまして、この点はまことに残念に思つております。ことに工業技術の振興という面から非常に力をいたさなければならぬので、工業技術庁の方と合せまして、さらに一段と御希望に、少くとも接近するよう努力いたしたいと思つております。

その次の価格の点であります。たとえて申しますと、鉱山局長の説明いたしましたように、多少の値下りはしてしまつても、合理化の線によつて吸収ができる部分があるといふ意味でありまして、たとへば、一〇％の合理化ができたその場合に、一〇％を値下げしてしまふといふことでは、企業意欲を阻害してしまふので、かりにさような構想をもつて一〇％のコストの低下ができたといふはこれに携わります。若干企業者あるはこれに携わります。勤労者に報ゆるところを残しまして、そしてその余の部分につきまして、消費者の利益のために価格を下げて行か、かような方向に進みたい。むやみに合理化の面を全部ただちに販売価格に持つて行つて、消費者のみの利益ばかりはかろうといふことを考へておりません。ただいま折衝の段階にありま

すので、十分御意見の点を考慮して善処させていただきますと思ひます。

○今澄委員 たいへん時間も経過いたしましたから、最後に一点お願いしたいことは、石油資源開採法は、いろいろ関税の問題その他とも関係があるといふ話であります。この国会には出されなければならぬ、出されるなら、大体いつごろに提出される見込みであるか。それから、当然次の国会にまわさなければ、今のところ間に合わないといふた、具体的に見通しがあれば、官廳さんから御答弁願ひたい。

さらにもう一点念を押しておきます。この次の委員会に、今の内閣貿易課の責任者を、米軍払下げの自動車の問題で、責任を持つて御答弁願ひする人、ひとつ出していただきたいと思ひます。

○官廳政府委員 石油資源開採法は、残念ながら本国会には間に合ひかねると思つております。鋭意努力いたしまして、次の第八国会に提出するような運びにいたしたい、かように考へております。

後段の内閣貿易課長は、その上司であります振興局長とともに、次の委員会に必ず出席させるようにいたします。

○神田委員長代理 この際連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。本日の理事会において決定いたしましたのであります。まず第一に、目下地方行政委員会において調査中の地方税制に関する件は、近く立法措置の講ぜられんといふのであります。地方税制改革についての事前調査であります。その中には附加価値税、鉱区税、

固定資産税、電気ガス税、鉱産税等、通商産業上に重大な影響を与えるものがありますので、本委員会といたしましては、通商産業行政に関する国政調査の面から、本件に関して、地方行政委員と連合審査会を開会することとして、その申入れを行うこと、第二に、目下法務委員会において審査中の矯正保護作業の運営及び利用に関する法律案は、受刑者の作業の根本基準を定めるとともに、その作業を確保するため、官用主義の原則を確立せんとするものであります。これが関係産業界に及ぼす影響は、きわめて深刻なるものがあると認められますので、本案審査のために、法務委員会と連合審査会を開会することとして、その申入れを行うこと、以上であります。以上理事会の決定通り、二つの連合審査会を開会することとし、当該委員会に対しその申入れをするに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それ／＼連合審査会を開会することとし、その申入れを行うことと決定いたします。

なお、両連合審査会開会の日時は、当該委員長と協議の上、追つて公報をもつてお知らせいたします。

本日はこの程度にとどめまして、次回は来る十四日午後一時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時一分散会